

# 東広島市農業委員会令和元年10月（第10回）総会議事録

- 1 開催日時 令和元年10月30日(木) 午前9時30分から11時05分まで
- 2 開催場所 市役所本館4階 402, 403会議室
- 3 出席委員 21人

## 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	3	長原毅	4	清水寿昭
5	森原敏昭	6	岡本義則	7	古本啓之
8	脇坂俊之	9	原茂正	10	台川洋子
11	杉本源藏	12	加栗建男	13	窪田恒治
15	田辺寿孝	16	黒川克輝	18	古川国昭
19	在間千鳥	20	瀬戸則昭	21	岡土居正弘
22	住井正美	23	木原省五	24	立川万里子

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名
2	小倉亜紗美	14	佐伯隆弘
17	小池智慧登		

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者  
議長(会長) 23番 木原省五 委員 24番 立川万里子 委員

- 7 次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事録署名者指名
  - (3) 会期の決定
  - (4) 議案

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画  
(農地中間管理機構関係分)の決定について

議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地

利用配分計画案に対する意見決定について

- 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第 45 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 47 号 農地転用届出に関する専決処理規定の一部改正について

(5) 報告

- 報告第 40 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 41 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第 42 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
報告第 43 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	加二谷 達 雄	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係長	法 専 信次郎	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	菊 田 直 紀	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査	浅 井 初 音	
生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長	貞 清 良 成	
生活環境部豊栄支所地域振興課主査	岡 本 美由紀	
生活環境部河内支所地域振興課主査	木 村 ゆかり	

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課課長補佐	瀬 野 健 士
産業部農林水産課担い手支援係主任主事	豊 田 宏

議 長	<p>それでは、これより10月総会を開会いたします。          これからは着席の上で議事進行をさせていただきます。ので、よろしくお願ひいたします。          在任委員数24人中21名の方の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、定足数に達しております。会議は成立しております。          次に、日程第1の議事録署名者を指名させていただきます。          東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定によりまして、23番の木原委員さん、24番の立川委員さんを指名いたします。よろしくお願ひいたします。          次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。          会期は、令和元年10月30日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和元年10月30日一日限りといたします。          これより日程第3の議案審議に入ります。          まず議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。          なお、この議案は、議案第42号により農地中間管理機構で集積した農地を全て次の議案第43号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。したがって、農地中間管理機構を介した農地の賃借という点で密接に連携しております議案第42号と議案第43号は併せて説明をお願いしようと思っておりますけれども、ご異議はございませんでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>異議がないということでございますので、議案第42号、議案第43号について併せて農林水産課から説明をさせていただきます。          利用集積分については、事務局から説明いたします。          それでは、農林水産課の説明をお願いいたします。</p>
豊 田 主 任 主 事	<p>それでは、まず総会議案の議案第42号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」、説明をさせていただきます。          それでは、座って説明をさせていただきます。          今回議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）は66件、366,394㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。詳細につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。          なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、11月5日付で公告することとしております。          続きまして、総会議案の議案第43号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、説明させていただきます。          今回議案として提出しております農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。農業委員会からの意見聴取を経て、農地中間管理機構と農地の受け手である各担い手との間で利用権設定を行うための農用地利用配分計画を農地中間管理機構が策定の上で、知事の認可を受けることとなっております。          内容につきましては、先ほどの議案第42号でご説明をさせていただいた利用集積計画書により、農地中間管理機構が中間管理権を取得する筆の全てについて、農地中間管理機構と受け手となる担い手、3経営体との間で賃借権を設定するものでございます。よって、申込筆数及び申込面積についても、先ほどご説明させていただきました内容と同様となります。詳細につきましては、資料をごらんいただきたいと思います。          なお、今回の農用地利用配分計画案につきましては、本日の総会においていただいたご意見を農地中間管理機構に報告することとなっております。          説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
定 井 農 地 保 全 係 長	<p>それでは、利用集積率についてご説明申し上げます。          今回の農地中間管理機構関係分の利用権についてご決定いただきましたら、全体の利用集積率は、ちょっと細かいのですが、23.292%になります。前回9月公告時点の利用集積率が</p>

定井農地 保全係長	23.289%でしたので、わずかでございますが、0.003ポイントの増となります。 今回の利用権につきましては、もともとと相対で利用権設定されていたのを、農地中間管理機構を通した利用権につかえるものが主なものであるため、前回9月公告時の集積率とほぼ同様の率となっております。 説明は以上でございます。
議 長	只今、農林水産課、事務局から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようでございますので、採決に入ります。 議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、議案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第42号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 次に、議案第43号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。 この議案は、議案第42号と併せて説明がございましたので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたらご発言を願いたいと思います。 ございませんでしょうか。
	< なし >
議 長	それでは、ないようでございますので、採決に入ります。 議案第43号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第43号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 農林水産課の瀬野課長代理、また豊田主任主事、ありがとうございました。また、豊田さんにはあとお願いします。よろしく願いいたします。 ご退席をお願いいたします。
	< 瀬野課長補佐、豊田主任主事、退室 >
議 長	それでは、引き続きまして議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田主任	それでは、総会議案の3ページをごらんください。 それでは、議案第44号について説明いたします。 今月は8件の申請がありました。内訳は6ページをごらんください。 田22筆、12,650㎡、畑4筆、328㎡、合計26筆、12,978㎡です。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、110-1について説明します。 ●●の南西390mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、111-2について説明します。 ●●の南南東250mのところ、親族間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、112-3について説明します。

和田主任	<p>●●の西50mのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、113-4について説明します。</p> <p>●●の北東650m及び700mのところ、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、114-5について説明します。</p> <p>●●の西南西1.2kmのところ、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、115-6、116-7について、関連しますので一括して説明します。</p> <p>●●の北東450mのところ、贈与により所有権を移転するものです。115-6の受人には3人の労働力があり、116-7の受人には2人の労働力があり、それぞれ必要な農機具も保有されています。受人は、自己の所有する農地を農事組合法人に賃借していますが、受人は法人構成員であること、またその従事状況から、利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。なお、本申請地は、取得後、農事組合法人へ貸し付けされる予定です。</p> <p>続いて、117-8について説明します。</p> <p>●●の北600mのところ、親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上の8件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明は終わります。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>それでは、ございませんので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
法専 農地係長	<p>議長、事務局法専です。議案の7ページをごらんください。</p> <p>議案第45号でございます。</p> <p>今月は2件の申請がありました。内訳は8ページをごらんください。</p> <p>田1筆、949㎡、畑1筆、183㎡のうち転用面積42㎡、合計2筆、1,132㎡のうち、転用面積が991㎡です。</p> <p>内容につきましては着席にて説明申し上げます。</p> <p>議案番号31-1でございます。</p> <p>農地改良のための一時転用事案です。申請者は●●に居住しています。申請地は、道路や河川に囲まれたくぼ地の水田で、大雨の際には冠水して耕作が困難になることから、このたびかさ上げによる農地改良を行い、耕作条件の改善を図るため、許可後から12カ月間一時転用しようとするものです。なお、改良完了後は果樹栽培用の畑として利用する計画です。申請地は、●●の西北西1.9kmに位置し、●●地区として昭和59年度から平成12年度にかけ、県営圃場整備事業により整備された農用地区域内の第1種農地です。本件は、農地法施行令</p>

<p>法 専 農 地 係 長</p>	<p>第4条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農振農用地区域の農地の不許可の例外に該当します。なお、道路法等による道路工事施工承認申請につきましては、担当部局に提出されております。</p> <p>続きまして、32-2でございます。</p> <p>墓地への転用事案です。申請者は●●に居住しています。現在、墓地が山の中にあり、墓参りが困難であることから、このたび自宅隣の本申請地に移設するため転用しようとするものです。申請地は、●●の東南東770mに位置する第2種農地です。なお、墓地埋葬等に関する法律による申請につきましては、担当部局に提出されております。</p> <p>以上の2件につきましては、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、上程いたしました。</p> <p>また、議案番号31-1につきましては、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、32-2は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p> <p>ありませんか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、8はページの31-1については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、31-1については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」、上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>津 山 主 査</p>	<p>議長、津山</p> <p>それでは、総会議案の9ページをごらんください。</p> <p>議案第46号について説明します。</p> <p>今月は20件の申請がありました。内訳については、総会議案の14ページをごらんください。</p> <p>田28筆、18,242㎡、畑2筆、422㎡、合計30筆、18,664㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、196-1について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、飲食業を営んでいます。現在、店舗前と周辺に来客者用及び従業員用の駐車場を賃借していますが、このたび返却することとなったため、駐車場を探していたところ、店舗の隣接地である本申請地を購入し、駐車場として利用する話がまとまったため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東350mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、197-2について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、運送業を営む会社です。昨年度、事業拡大に伴う駐車場の拡張を行いました。利便性を考慮し、バスの駐車場所を一部変更し</p>

津山主査	<p>たことから、手狭となり、本申請地に普通車用の駐車場を確保するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北東870mに位置し、●●地区として昭和50年度から昭和60年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号住宅その他申請にかかる土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。また、農振農用地除外見込みです。</p> <p>続いて、198-3から201-6は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東2,150mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、202-7について説明します。</p> <p>一般住宅及び車庫への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、アパートに居住されていますが、手狭なため、受入夫婦の両親が住む●●に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東420mに位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、203-8と204-9については関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西3,000mに位置する第2種農地です。また、農振農用地除外見込みです。</p> <p>続いて、205-10について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西3,000mに位置する第2種農地です。また、農振農用地除外見込みです。</p> <p>続いて、206-11について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西3,000mに位置する第2種農地です。また、農振農用地除外見込みです。</p> <p>続いて207-12について説明します。</p> <p>宅地拡張への転用事案です。受人は●●に居住しています。受人は平成24年度に住宅を建築し、現在まで居住していますが、このたび隣接地を測量した際、居宅の一部がはみ出して建築されていることがわかり、このたび分筆をし、現況に合わせるため転用しようとするものです。申請地は、●●の南東270mに位置する第2種農地です。なお、申請地は既に居宅として使用されており、追認許可となります。</p> <p>続いて、208-13について説明します。</p> <p>一般住宅への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび実家に近接する本申請地に住宅を建築するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北800mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号の規定による第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、209-14について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。申請地は、●●の北西1,350mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、210-15から212-17は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、高齢者総合福祉施設を営んでいます。このたび受人が理事長を務める高齢者福祉施設の来客者用駐車場が不足しているため、施設隣接の申請地を駐車場として整備するため転用しようとするものです。現在、従業員用駐車場はありますが、入所者の家族用は不足しており、年間複数の行事を開催する際に、気</p>
------	---

津山主査	<p>軽に施設を訪れることが難しく、駐車場を求めていたところ、渡人と話がまとまり、申請されたものです。申請地は、●●の南西250mに位置する第3種農地です。なお、宅地造成の許可申請については、担当部局に事前協議済みです。</p> <p>続いて、213-18について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東230mに位置する第3種農地です。</p> <p>続いて、214-19について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東230mに位置する第3種農地です。</p> <p>続いて、215-20について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため転用しようとするものです。申請地は、●●校の南西1,050mに位置する第2種農地です。</p> <p>以上、説明しました20件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号197-2から201-6、208-13については農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がございました。</p> <p>担当地区の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p>
古本委員	<p>7番古本です。11ページの203-8から4つですが、担当地区なので、補足の説明をします。</p> <p>地図で見て、はっきりとはわからないと思いますが、これは●●の西の谷間の四、五軒の集落です。この地図ではちょっとわかりにくいのですが、この集落の田については平成29年からずっと転用申請が出ていまして、田のほとんどが太陽光パネル設置となっているはずです。集落全体の田がほとんど太陽光パネル設置というような集落です。補足の説明でした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>そのほかございませんか。よろしいですか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議長	<p>それでは、これより質疑に入ります。</p>
窪田委員	<p>13番窪田です。今、補足説明で周りには太陽光パネルがほとんど設置されているということですが、今現在、農振農用地除外見込みという農振農用地に太陽光パネルというのは設置できるのですか。</p>
津山主査	<p>この申請につきましては、除外申請がされており、今は除外の見込みが出たという段階でございます。除外済みになれば転用許可になり得るものとして申請が上がってきております。</p>
窪田委員	<p>実質には除外できているという判断ですね。</p>
津山主査	<p>除外申請についてまだ除外済みではございませんけれども、除外の見込みがありますので、農地転用の手続を進めてくださいという通知が担当部局の方から所有者の方へいってございまして、それに基づいてこのたび申請があったものです。</p>
議長	<p>窪田委員さん、それでよろしいですか。本来なら、だめな場合にはまだできませんので、これは。</p>
窪田委員	<p>ちょっと腑に落ちないんですが、除外見込みだということであれば分かりました。</p>
津山主査	<p>農振法のほうで除外し得るものだというので進んでいるものでございます。</p>
議長	<p>実際、ちょっと難しいのは、こういう担当の部署が2つも3つもある場合です。一応、全部の部署が連携して、例えば3つの部署があれば、3つとも了解ということで初めて出るようになるのです。だから、今回の部署は農林水産課と農業委員会なので農林水産課の農振除外が出された、それでこっちも了解したということで許可が出ると、こういうような言い方</p>



議 長	にもなります。
窪 田 委 員	農振除外は、農林水産課の担当ということは承知しているのですが、一見、圃場整備したような優良農地の様なので、こんなところに太陽光パネルを設置できるのかなと思って、質問いたしました。
津 山 主 査	この農地につきましては、圃場整備地ではございませんので、農地区分としては農用地から除外されれば第2種農地ということで、農地法としては、太陽光としては許可し得る場所になっております。
議 長	窪田委員さん了解いただけますか。
窪 田 委 員	はい分かりました。
議 長	そのほかございませんか。
	< なし >
議 長	それでは、全般に対してないようでございますので、採決に入らせて頂きます。 議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、10ページの197-2から11ページの201-6までと12ページの208の13については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することを賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、197-2から201-6、それから208の13については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第47号「農地転用届出に関する専決処理規程の一部改正について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
定 井 農 地 保 全 係 長	それでは、私からは議案第47号についてご説明申し上げます。 総会議案の15ページ、16ページになります。 議案第47号「農地転用届出に関する専決処理規程の一部改正について」ですが、これは農地法の一部改正に伴いまして、本市の農地転用届出に関する専決処理規程の一部を改正するもので、具体的な改正内容につきましては、本日お配りしています資料にて説明をさせていただきます。 説明は座ってさせていただきます。 まず、資料2の農地法（抜粋）とある資料をごらんください。 これは、今回改正された農地法の一部を抜粋したものでございます。 資料2の1枚目をごらんください。 第4条農地の転用の制限の条文でございますけれども、第4条の第1項第4号、太字で下線を引いている条文でございますが、これが今回農地法の改正により新たに追加された条文で、この条文が追加されたことによりまして以降の号数にずれが生じております。4号が5号に、5号が6号にとずれが生じております。 また、資料の2枚目をごらんください。 第5条農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の条文でございますが、これも先ほどと同様、今回の農地法の改正によりまして、第1項第3号、同様に太字で下線を引いた箇所でございますが、新たな条文が追加され、以降の号数にずれが生じております。 ここで資料1の農地転用届出に関する専決処理規程（抜粋）とある資料をごらんください。 これは、本市の農地転用届出に関する専決処理規程の一部を抜粋したものでございます。 第1条の条文中に太字で下線を引いておりますけれども、農地法第4条第1項第7号及び同法第5条第1項第6号とありまして、農地法の条項を引用している箇所がございます。 先ほど資料2でご説明しましたように、農地法の一部改正に伴いまして、この号数にずれが生じておりますことから、該当箇所を今回改正するものでございます。

定井農地 保全係長	<p>また、この太字の農地法（昭和27年法律229号）とありますけれども、229号の前に第229号とあるべきものが、「第」が抜けておりますので、今回併せて改正をするものでございます。</p> <p>また、資料3といたしましては、新旧対照表をお配りしておりますので、ご参考にしていただければと思います。</p> <p>なお、今回の改正による施行期日は令和元年11月1日を予定しております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がございました。</p> <p>ご意見、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
	< なし >
議 長	<p>では、ないようでございますので、これから議案第47号「農地転用届出に関する専決処理規程の一部改正について」は、一部改正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第47号「農地転用届出に関する専決処理規程の一部改正について」は、一部改正することにいたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告事項に入ります。</p> <p>報告第40号から報告第43号について、事務局の説明を求めます。</p>
法 専 農 地 係 長	<p>報告第40号から報告第43号までを一括して説明申し上げます。</p> <p>本件は、東広島市農業委員会規程に基づいて専決処分したものです。</p> <p>内容は着席にて説明申し上げます。</p> <p>報告事項の1ページから5ページをごらんください。</p> <p>市街化区域内の農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となるものです。</p> <p>1ページから2ページは農地法第4条第1項第7号の規定による届け出を2件、3ページから5ページは農地法第5条第1項第6号の規定による届け出を1件受理いたしました。</p> <p>続いて、6ページから10ページをごらんください。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査の結果、12件、計26筆のうち3件8筆、125-1、131-7、136-12を農地と回答いたしまして、その他9件、18筆につきましては非農地との回答をしております。</p> <p>続きまして、報告事項の11ページから12ページをごらんください。</p> <p>農業用施設への転用届け出に関するもので、2件の受理をいたしております。</p> <p>報告事項は以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>一応これで報告は終わりました。</p> <p>次に日程第5のその他で農業委員さんの募集の関係の説明がございしますが、ここで一旦休憩に入ります。あの時計で10時35分まででよろしいですか。10時35分から再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、休憩に入ります。</p>
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	<p>これより再開します。</p> <p>よろしいですか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、続きまして日程第5のその他に入ります。</p> <p>まず、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について、農林水産課と事務局から説明をいたしますので、よろしく申し上げます。</p>
瀬 野 課 長 補 佐	<p>それでは、私からは次期農業委員の募集について説明をさせていただきます。</p> <p>座って説明させていただきます。</p> <p>現職の農業委員の皆様は、令和2年5月31日で任期満了となります。農業委員の募集から選任手続につきましては農林水産課が所管しております。それで、11月1日金曜日からおお</p>

<p>瀬野 課長補佐</p>	<p>むね1カ月間、募集を行うこととしておりますので、ご承知頂きますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>また、この期間中、皆様にも募集等に関する相談や問い合わせなどがあるかもしれませんが、そのときは対応して頂きますようよろしくお願ひいたします。また、不明な点が何かございましたら、農林水産課までお問い合わせいただければと思います。</p> <p>なお、農業委員と推進委員の募集、選考手続等に関しましては重複する点がございしますので、農業委員会事務局から併せてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>定井農地 保全係長</p>	<p>それでは、農業委員さんと推進委員さんの募集、選考、任命、委嘱までの手続について説明をさせていただきます。</p> <p>説明は座ってさせていただきます。</p> <p>まず、募集期間でございますけれども、農業委員、推進委員とも、来月11月1日から12月2日まで行うこととしております。</p> <p>また、法律の規定によりまして、募集期間の中ごろに市のホームページに応募状況、また締め切り後には応募結果を公表することになっております。</p> <p>応募方法は、法人、その他の団体、または個人による推薦、個人による応募のいずれでも可能となっております。</p> <p>応募先につきましては、農業委員さんは農林水産課へ、推進委員さんにつきましては、農業委員会事務局へ郵送または持参での応募となります。</p> <p>受け付け時間は、募集期間内の開庁日8時30分から17時15分までで、郵送の場合は12月2日の当日消印のあるものまで有効でございます。なお、ファクスや電子メールでの受け付けは行っておりません。</p> <p>応募用紙は、市のホームページ、農林水産課、農業委員会事務局、それから各支所地域振興課にございます。</p> <p>募集人数でございますけれども、農業委員さんにつきましては、管内全域で24名となっております。また、推進委員さんにつきましては、各地区にて募集人数を定めて募集することとなりまして、全部で59人の募集となります。募集締め切り後は、応募状況についてホームページで公表し、農業委員、農地利用最適化推進委員のそれぞれの専任要項に基づきまして、各選考委員会を立ち上げて、委員さんの候補者の選考を行うこととなります。</p> <p>なお、応募人数が募集人数に満たない場合には、追加募集を行うこととなります。</p> <p>次に、農業委員、推進委員の選考手続で異なる点でございますけれども、最も大きな違いといたしましては、農業委員さんにつきましては、市議会の同意を得ることが規定されておりまして、来年2月開催の市議会に議案を上程し、同意を得る必要があることとございます。</p> <p>推進委員さんの場合は、市議会の同意は不要でございますけれども、現職の農業委員さんで構成する選考委員会の決定を経て、内定者を農業委員会総会で決定することとなります。その後、来年、令和2年6月1日付で任命された新しい体制となった農業委員会の総会で内定者につきまして審議し、正式に委嘱をすることとなっております。</p> <p>以上、募集から選任までの手続について簡単に説明をさせていただきました。</p> <p>募集に関しての詳細につきましては、本日配付をしております各委員さんの募集のご案内をご確認いただければと思います。</p> <p>なお、本日配付させていただきます資料は、11月1日から一般配付をさせていただくこととなっておりますので、今日、明日ではございますけれども、取り扱いにはご注意くださいとございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、農林水産課、事務局から説明がありました。</p> <p>我々の任期もあと半年程度になりました。</p> <p>何かご意見、ご質問はありますか。</p>
<p>岡土居委員</p>	<p>21番の岡土居ですが。私の地区の推進委員は3名なのですが、推進委員募集の広報を見て、3人全員が私のところへ来られて、仕事量に比べて報酬が安過ぎるので辞めさせてくれと言われたので私は困っています。報酬額が今後変わるといことがございますか、それをお聞きしたい。</p>

議 長	<p>それについて答弁できますか。それとも難しかったら、ちょっと先にしましょうか。</p> <p>実は、報酬については他市町の農業委員会と比べて極端には変わらないのです。やり方も違うところはありますが、もっと低いところもあるのです。ですから、他市町の農業委員会等々を比較してみましても、そんなに遜色はないと思います。</p>
岡土居委員	<p>それは、推進委員やってみて、こんなに忙しいとは思ってなかったらしいのです、パトロールとか現地調査等、担当範囲が広くなり、初めてですが、これだけ忙しいのでは日当と仕事量が合わないので3人の方がやめさせてくれと私に言われました。このように言われたので私の地域ではやっていただく方を探すのは無理です。</p>
議 長	<p>その他の委員さんでそういう話は何かございましたお願いします。</p>
田 辺 委 員	<p>15番の田辺です。どの地域もそうだと思いますけど、やっぱり黒瀬も、農業委員の私も年ですし、何とかお願いしてまとめるようにしているのですが、推進委員の方も辞める、辞めると言って、後輩がおらんのです、報酬の額についてどう思っているのかは分かりませんが、ちょっと農業委員が推進委員を集めてくれえと言われても、ここで言っても仕方がないですけど、地域的にちょっと無理かもしれません。無理な場合はどうなるのですか。次に募集すると思いますが、最終的にいなかったら欠員のままでいくのですか。</p>
議 長	<p>法的に定められた数なので、それは再募集をかけます。</p> <p>委員の皆様方、いろいろとお考えのことだと思いますけれども、いろんなところで高齢化の弊害が出てきております。高齢化によって、その人達に代わる若い世代がどんどん入ってくるというのではなく、年金受給年齢が65歳まで延長になっており、一番働き盛りの方がまだ企業におられるので農業法人が人手不足で困っているのは事実だろうと思います。ですから、報酬等のことがあるかもしれませんが、そこはお互いに協力しながらやってもらわないと、恐らく委員が集まらないという問題は解決しないと思うのです。農区長さんや農協の関係もある、森林組合の関係もありますし、いろんな分野でお世話をする人が揃わなくなっております。</p> <p>ただ、今回の場合、募集人数が多いので集まるかどうか心配はしておりますけれども、今ここにおられます委員の皆さん方はひとつその辺のところをご理解頂き、ご配慮をお願いしたいということなので、ひとつ何とかお願いします。</p> <p>先ほどの報酬につきましては、一応市長部局には確認はしますけれども、上げることはそんなに簡単なものではないと思います。その他、何かございますか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>田辺さん、それから岡土居さん、ひとつ報酬等のことは横へ置いといてもらって募集についてご配慮願いたい。</p>
岡土居委員	<p>団地がいっぱいあるので、団地の人でいいということになれば、やってくれるかもわからないのですが、私らだけに集めろと言われても、私自身もできるかどうか分かりません。それで、何か良い方法を考えてもらいたいということです。</p>
議 長	<p>分かります。私どものところも団地が多く、自治協の7割が団地の方々です。しかし、団地の市民農園的な形で作物栽培をやっている人もおられます。</p> <p>冒頭に申しましたように、これだけ異常な気象が発生しますと、日本は食料不足となります。昔、以前タイ米が入ったことがあります、平成5年頃、もう30年前ぐらいですか、タイ米が入ったとき、口に合わなくてチャーハンにしたら食べることができるからとか、そういう時期がありました。そういう時期が来ると思います。関東、あるいは長野県、まさか来るとは思っておれない所に連続して台風が来ました。今後、異常気象というのはどういう形態で現れてくるのか見当がつかないような状態になっております。例えば食料の問題について、日本は飽食の時代といわれていますが、今後、食料がなくなる場合があるかもしれません。そういうときにどうするのかというのはやっぱり考える必要があります。</p> <p>併せて自給力っていう話がありますが、自給力は、田や畑を2年も3年も放置しておれば自給力にはならないので、農地を守るという意味では、委員さんの働きが大事だと思います。そういうことを踏まえて応募の働きかけをお願いしたいと思います。田辺さん、それでよろしいでしょうか。</p>
田 辺 委 員	<p>分かりました</p>

岡土居委員	主旨は皆良く分かっていると思います。分かっているのですが本音はそこまでやりたくない。農地パトロールの区域は広く、何でこんな3万円ぐらいの報酬でやらなければならないのかと、この間も来てやかましく言われました。これは是非言っておきます。
議長	ご意見ありがとうございます。皆さんにはいろいろとお考えもあると思いますけれども、委員の皆さん方には是非ともご配慮願いたいと思います。
議長	一応皆さんの意見は宿題として出させてもらいますので、また後日改めてその辺のところはご連絡させていただきたいと思います。 そのほか何かありますか。 余り否定的な話ばかりすると、もの事は変わりませんので、前向きな話もひとつしてもらいたいと思います。 農林水産課の豊田主任主事と、事務局の先程の説明の中にありましたが11月1日から実際に募集を始めます。これまで地区協議会等々でお願いしておりましたこの件について、各委員さんは地域でふさわしい人材のご配慮をひとつお願いしたいと思います。伏してお願いを申し上げます。豊田主任主事さん、ありがとうございます。
	< 豊田主任主事、退室 >
議長	よろしいでしょうか、それでは、農業委員会等の綱紀の保持についてということで資料を配付させていただいております。 これは先月の総会でもお話しさせていただいた経緯がございますが、実はこれは農林水産省の経営局から全国業委員会ネットワーク機構に通知されたものであります。これを受けて、県の農業委員会及び県からの各市町村町の農業委員会に対して綱紀保持に努めるようと、こういう通知、勧告があったわけです。 簡単に申し上げますと、お手許の資料の下のところを見ていただければいいなと思います。下の段のところの、大阪府南部の8市町村の農業委員会構成する泉南地区の農業委員会連合会が昨年研修会を鳥取でやられたそうです。そのときに飲食を含めて費用の大半を公費で支出したという実態があり、今後各委員会でも綱紀粛正を十分配慮する様にとの事です。 従って、今回の視察研修につきましても、綱紀保持は当然ですのでよろしく願いいたします。 それから、皆さん方には資料を配布しておりませんが、奈良県で農地転用をした際に、申請資料に農地として利用すると虚偽記載をして、8haを企業誘致するために転用をしたのだと、こういうことで農業委員が逮捕されています。倫理と道徳ですかコンプライアンスは法人、あるいはそういう組織としては絶対守らなきゃいけない状況にあるわけです。ですから、綱紀粛正の関係については重々ご理解いただきたいと思います。 委員の皆さんからこの件について何かございますか。
	< なし >
議長	それでは、事務局、何かありますか、事務局のほういいですか。
	< なし >
議長	ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりましてご審議を本当にありがとうございました。 それでは、森原会長職務代理者のほうから次回の総会について報告をお願いいたします。
森原 職務代理者	次回の11月総会は、11月29日金曜日です。9時30分から市役所本庁舎で4階402号室、403号室の会議室にて開催を予定しております。開催時間が今回と同様、30分早くなっておりますので、くれぐれもご注意くださいようお願いいたします。
議長	ありがとうございました。以上で10月の総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議事録署名者 委員

\_\_\_\_\_

議長(会長) 23番 木原 省五 委員 24番 立川 万里子 委員